

第 1 章

計画の趣旨

第 1 章では、国や愛知県、本市の子ども・子育てを取り巻く状況の変化など、計画策定の背景を整理しています。また、計画の位置づけや対象、期間といった基本的な事項について整理しています。

1. 計画策定の背景

① 国・愛知県の動き

【子どもの権利に関すること】

1994年4月、18歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的とした「児童の権利に関する条約」（1989年、国連総会で採択）を批准しました。また、2000年5月、児童虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見・防止、また、児童虐待を受けた児童の保護、自立の支援などを目的とした「児童虐待の防止等に関する法律」が公布されたほか、2013年6月には、いじめの防止等の対策を総合的・効果的に推進するため、「いじめ防止対策推進法」が公布されました。

2013年6月、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備や子どもの貧困対策の基本をなす事項を定め、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下、「子どもの貧困対策法」という。）が公布、2014年8月には、同法に基づき「子供の貧困対策に関する大綱」が定められました。翌年4月には、ひとり親家庭への支援施策を強化し、子どもの貧困対策にも資することを目的として、「母子及び寡婦福祉法」が改正され、名称も「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改められました。

2016年6月、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、「児童福祉法」の改正が公布され、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化などが定められました。

愛知県では、2014年3月、「愛知県子どもを虐待から守る条例」を制定しました。また、2016年12月、生活困窮世帯の子どもの生活実態を把握するため、県内全域を対象として「愛知子ども調査」を実施しました。その調査結果を踏まえ、2017年9月、有識者による「愛知県子どもの貧困対策検討会議」から子どもの貧困対策を推進するための具体的な方向性を示した「子どもが輝く未来に向けた提言」が提出されました。



【少子化対策、子ども・子育て支援に関すること】

2003年7月、急速な少子化の進行等を背景に、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境の整備を図ることを目的として「次世代育成支援対策推進法」が公布され、10年間の集中的・計画的な取組を推進することが定められました。同法は、2014年4月の改正により、2024年度まで延長されています。

2012年8月、子ども・子育てをめぐる、少子化、子育て家庭の孤立化、待機児童などの課題に対応するため、「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が制定されました。そして、同法に基づき、2015年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。新制度では、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、地域の子育て支援の充実等が行われています。そして、2019年5月、幼児教育・保育の無償化を目的として「改正子ども・子育て支援法」が成立しました。

【子ども・若者育成支援に関すること】

2010年4月ニートやひきこもり、不登校といった子ども・若者の抱える問題の深刻化や、有害情報の氾濫などといった子どもや若者をめぐる環境の悪化を背景に、子ども・若者が健やかに育成し、社会生活を円滑に営むことができることを目的として、「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。また、同年7月には、同法に基づく大綱として「子ども・若者ビジョン」が定められました。



② 本市の動き

2007年10月、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、「豊田市子ども条例」を制定しました。

2010年3月、「豊田市子ども総合計画（新・とよた子どもスマイルプラン）」を策定し、妊娠・出産から子どもの自立までの一連の過程を切れ目なく、そして、社会全体で子どもを育て、子育てを支える施策に取り組んできました。

2015年3月、子ども総合計画の見直しを行い、「子ども・子育て支援新制度」にも対応した「第2次豊田市子ども総合計画」を策定しました。

— 豊田市子ども条例 前文 —

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが独立した人格を持つかけがえのない存在であり、自らの力で未来を切りひらく主体です。このため、子どもの心と体が大切にされなければなりません。子どもと子ども、子どもと大人とが、育ち合い、学び合う関係の中で、発達が保障され、社会と文化の創造に参加する機会が与えられなければなりません。

大人は、子どもとふれあい、子どもの声を聴き、子どもと共に生きることによって、喜びと夢を分かち合うことができます。子どもは、地域の宝であり、社会の宝です。保護者や、子どもにかかわる仕事や活動に従事する大人だけでなく、すべての市民が子どもに対する責任を負っています。このため、社会全体で、子どもと直接向き合う大人への支援と子どもが育つ環境づくりを進めなければなりません。

子どもにやさしいまちは、すべての人にとってやさしいまちになります。子どもが夢をかなえることができるまちは、すべての人にとって希望のあふれるまちになります。私たちは、子どもと大人が手をつなぎ、子どもにやさしいまちづくりをめざします。



③ 「第3次豊田市子ども総合計画」策定にあたって

このような状況を踏まえ、本市の子どもたちの未来を見据え、新たな課題にも対応した「子どもの目線に立った総合計画」として、「第3次豊田市子ども総合計画」を策定します。

また、本計画策定にあたっては、「豊田市子ども総合計画」の基本理念である『子ども・親・地域が育ち合う 子どもたちの笑顔が輝くまち豊田』を踏襲するとともに、その実現に向けて、「子育て」「親育ち」への支援に加え、地域も含めて「育ち合う」関係を構築し、子どもにやさしいまちづくりを共働で推進していくことを目指します。

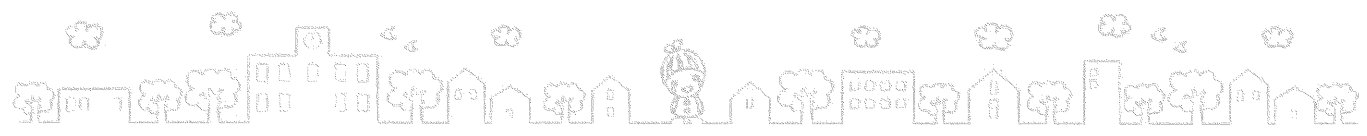
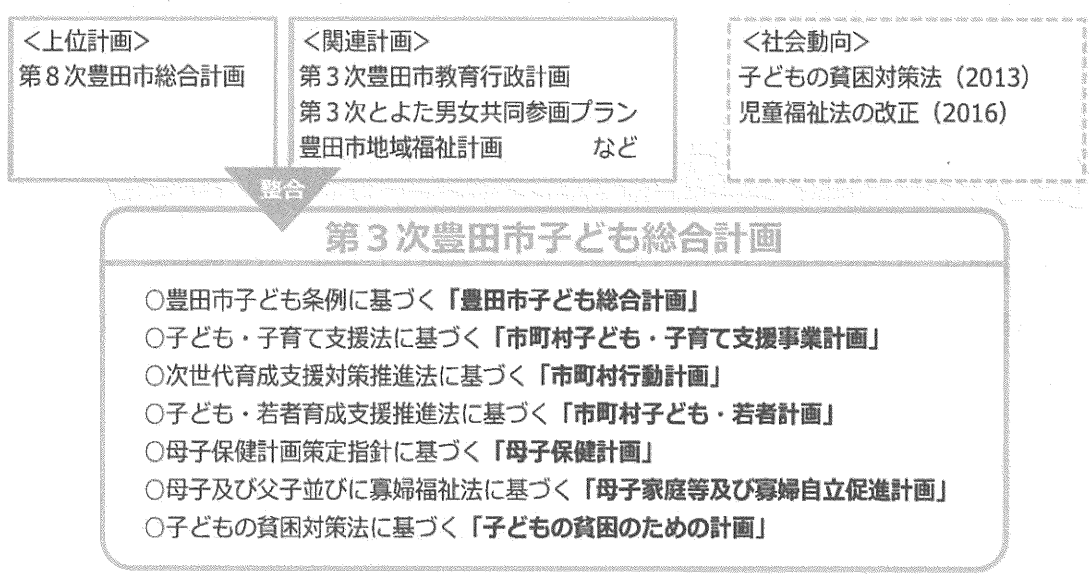


2. 計画の位置づけ

本計画は、豊田市子ども条例第 27 条に基づく、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを総合的かつ計画的に進めることを目的とした「豊田市子ども総合計画」です。

また、本市のまちづくりの基本となる上位計画である「第 8 次豊田市総合計画」や、その他関連計画とも整合を図り策定しています。

さらに、本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけるとともに、以下の法律等に基づく計画としても位置づけます。



3. 計画の対象

本計画は、妊娠期を含めた0歳から概ね20歳代までの子ども及び青少年、並びにその子どもや青少年を養育する家庭を対象とします。ただし、施策の内容によっては、30歳代までの若者も含まれます。



また、本計画は子どもの育ちや子育てを支援することを重視しており、子どもに関わる分野のうち、「学校教育」「文化」「スポーツ」などの教育行政に関する分野については、「第3次豊田市教育行政計画」で対応しています。

4. 計画の期間

本計画の期間は、2020年度から2024年度までの5か年とします。計画期間中、毎年度事業の実施状況を確認するとともに、最終年度である2024年度には計画の達成状況の確認を行います。



第2章

本市の子ども・青少年を 取り巻く現状と課題

第2章では、第2次子ども総合計画について、取組方針ごとに成果と課題をとりまとめるとともに、少子化の状況やこども園等の利用状況、子育てに関する市民の意識の実態を整理しています。また、これらを踏まえ、第3次子ども総合計画策定にあたって重要と考えられる課題を整理しています。

1. 第2次子ども総合計画の成果と課題

本市では、2015年3月に策定した第2次子ども総合計画に基づいて、子どもにやさしいまちづくりに取り組んできました。その取組内容と評価指標の達成状況、及び今後の課題について第2次計画の取組方針ごとに整理しました。

取組方針Ⅰ 安心して生み育てられる支援体制の充実

成果

妊娠期から乳幼児期において、妊婦健診や乳幼児健診などを適切な時期に実施することで、妊婦や乳幼児の健康の維持増進が図られました。また、各種手当の支給、医療費助成等により、子育て世帯の経済的負担の軽減がなされました。

特別な支援が必要な子どもに対しては、障がい児への療養や外国人の子どもへの教育支援などを実施し、各種ニーズに応じた子どもの成長と自立の支援に寄与しています。

出産や子育てに関する不安の解消の場として、新規に「とよた急病・子育てコール24」を設置し、相談支援体制の充実や保護者の子育てへの不安感の解消が図られました。

主な重点事業の成果	○2016年 24時間体制の「とよた急病・子育てコール24」の設置 ○ふれあい子育て教室を開催し、「あかちゃんから幼児へ成長する時期の子育てのポイント」を学ぶ機会を提供
-----------	---

成果指標	当初値 (2011年)	現状値 (2016年)	目標値 (2019年)
「安心して子どもを生み、健やかに育てることができるまち」として満足している市民の割合（市民意識調査）	69.7%	64.1%※	75.0%

※：「出産、子育てがしやすいまち」として満足している市民の割合（市民意識調査）

課題

出産から乳幼児期については、保護者・子どもともに支援ニーズが多様化しています。障がい児や病気の子どもの対応、産後うつへの対応など、今後も多様なニーズを的確にとらえ、適切な支援をしていくことが求められます。



取組方針Ⅱ すべての子どもが必要な幼児教育と保育を受けられる環境づくり

成果

全国的に保育所等の待機児童の問題が顕在化する中、本市では重点事業を中心として、こども園の改築、幼稚園認可こども園の保育所認可化、私立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行などにより、0～2歳児の受入枠の拡大を図り、2014年度以降待機児童数0人を達成しています。

また、保育士の負担軽減を図るため、こども園の事務職員の配置を拡大し、保育士が質の高い保育に専念できる環境を整備しました。

多様化する保育ニーズに対しても、早朝・延長保育、病児・病後児保育の充実を図るとともに、公立こども園を民間移管することにより、3歳児幼児教育の受入枠の拡大を図ることができました。

主な重点事業の成果	○2014年度以降、待機児童数「0人」を達成中（毎年4月1日時点）
-----------	-----------------------------------

成果指標	当初値 (2014年)	現状値 (2018年)	目標値 (2019年)
待機児童数（4月1日時点）（子ども部保育課調べ）	0人	0人	0人
就園率（0～2歳児）（子ども部保育課調べ）	14.1%	19.9%	27.0%
就園率（3歳児）（子ども部保育課調べ）	76.3%	83.7%	89.0%

課題

母親の就労意欲の高まりなどから、今後も保育ニーズは引き続き増加することが予想されます。待機児童数0人の継続を目指して、保護者が安心して働ける環境を整えるとともに、子どもに対して質の高い教育や保育の提供ができるような事業を実施していく必要があります。



取組方針Ⅲ 子どもの権利の保障と青少年の健全育成

成果

本市の特色の1つである「豊田市子ども条例」に基づき、子どもの権利相談室を中心として、子どもの権利保障のための相談支援活動、理解啓発活動を推進してきました。子どもの権利相談室の認知度は、2013年の20.3%から2018年には38.7%に上昇しています。特に、子どもの権利が侵害された状況であるいじめの問題については、いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止対策委員会等の開催、スクールカウンセラーの配置など各種施策を包括的に実施しました。

また、地域と連携しながらソーシャルメディアの適切利用や、放課後児童クラブを含めた子どもの居場所の確保に取り組みました。

青少年・若者の支援としては、新たに「豊田市若者サポートステーション」を設置するとともに、若者支援地域協議会を立ち上げ、ひきこもり等自立に困難を抱える若者とその家族を対象に相談や就労支援等を実施しました。また、青少年センターを拠点として学生盛りあげ隊事業等により、高校生・大学生の社会参加活動を促進するとともに、とよた出会いの場プロジェクト等により青少年の出会いの場を提供しました。

主な重点事業の成果	<ul style="list-style-type: none"> ○スクールカウンセラーの配置拡大（2014年：4名→2018年 5名） ○2015年 ひきこもりの若者や家族を支援対象とした「若者サポートステーション」の設置 ○放課後児童クラブの事業拡大（2014年：55施設→2019年69施設）
-----------	--

成果指標	当初値 (2013年)	現状値 (2018年)	目標値 (2019年)
いじめの収束率（小学生）	97.0%	96.4%	100%
いじめの収束率（中学生）	96.6%	97.3%	100%
ひきこもりの割合（市民意向調査）	3.1%	3.2%	2.0%

課題

いじめの問題については、引き続き収束率100%を目指した取組が必要です。

青少年を取り巻く環境においては、ひきこもりの長期化や高年齢化が進んでおり、その対応が必要です。

放課後児童クラブについては、今後も需要が増加することが予想され、引き続き対応していくことが求められます。

一部の放課後児童クラブにおいて居場所づくり事業との一体的運用を実施しましたが、人材面で事業の効率化が図られる反面、事業の性格の違いから運営のしづらさも確認されたため、今後の方向性を整理する必要があります。



第4章 施策の展開

第4章では、取組方針ごとに、具体的な施策・事業について記載しています。また、計画期間中に特に重点的に取り組む重点事業群も記載しています。

取組方針Ⅰ 子どもの権利保障

施策目標（1）子どもの権利保障

子どもは、一人ひとりが独立した人格を持ち、その尊厳が尊重されるべき存在です。このため、子どもはその心と体が大切にされ、生命や健康、安全が守られなければなりません。豊田市子ども条例で定められている子どもの権利について広く市民が理解できる啓発活動を行い、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えた虐待防止対策の強化やいじめ・不登校対策の充実を図ります。

基本施策① 子どもの権利の意識啓発

「子どもの権利啓発事業（子どもの権利学習プログラム）」の実施や、講演会・教室などの開催により、子どもの権利について理解し、意識の向上につなげます。

No	事業名	事業内容	担当課
1	子どもの権利啓発事業	子どもの権利について理解を深める機会として、中学校で、教員向け研修、全校講演会、子どもの権利の授業を行います。	次世代育成課
2	子どもに関わる団体や大人への子どもの権利啓発研修	育ち学ぶ施設（学校教育施設、社会教育施設、児童福祉施設など）、及び地域で子どもに関するボランティア活動の団体や大人に対し、子どもの権利啓発や研修の機会を設けます。	次世代育成課
3	保護者向けの子どもの権利に関する情報発信・啓発	幼児・児童・生徒の保護者向けに、子どもの権利に関する内容を取り入れて再編した親ノートの配付と親育ち交流カフェの実施を行います。	次世代育成課
4	子どもの権利学習プログラム	市が独自に作成した子どもの権利学習プログラム（幼児版、小学生版（低学年、中学年、高学年）、中学生版、保護者版）を実施します。幼児にはこども園と家庭で連携しながら、児童生徒には道徳の授業などで実施することで、子どもの自己肯定意識の向上、自他の権利の正しい理解を促進します。	次世代育成課
5	とよた子どもの権利相談室（子どもスマイルダイヤル）の運営	子どもの身近な悩みや権利侵害について、子ども自身が気軽に相談できる窓口として、とよた子どもの権利相談室の運営を行い、関係機関との連携のもと、子どもの救済、悩みの解決を図ります。	とよた子どもの権利相談室

コソム①



No	事業名	事業内容	担当課
12	養育支援訪問事業	児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な家庭に対し、過重な負担がかかる前に、ヘルパーなどの専門職員を派遣し、家庭内での養育に関する援助支援を行います。 また、支援が必要な家庭を、委託保健師・助産師が訪問し、個々の状況に応じて専門的・具体的な育児に関する相談・指導支援を行います。	子ども家庭課 地域保健課
13	児童虐待防止のための啓発事業	各種団体への講師派遣、出前講座等を通じ、児童虐待に関する市民の理解を深め、児童虐待の早期発見、早期対応に向けた啓発を行います。	子ども家庭課
14	児童虐待防止教育	子どもへの虐待を防ぐために、子ども自身が具体的な対応方法を学ぶとともに、保護者、こども園・学校関係者などが、子どもへの虐待についての知識をもち、信頼できる大人としての適切な対応について学ぶための児童虐待防止教育（CAPプログラムによるワークショップ）を実施します。	子ども家庭課

基本施策③ いじめ・不登校対策の充実

いじめの未然防止や早期発見・早期対応、不登校児童生徒の社会的自立支援などに向けて相談・サポート体制強化を進めます。

No	事業名	事業内容	担当課
15	いじめ防止に向けた児童生徒の主体的な取組の推進	いじめをしない、させない環境づくりをめざし、児童生徒が主体的にいじめの問題について考え、よりよい人間関係づくりを促進する取組を推進します。	青少年相談センター
16	適応指導教室の活動内容の充実	不登校児童生徒の学校復帰に向け、適応指導教室において、社会性や自主性を育成する活動内容の充実を図ります。	青少年相談センター

施策目標（2）子どもの^{こごん きゅうさい}孤困・救済対策

（子どもたちに寄り添った「子どもの貧困対策」）

子ども条例を念頭に「子どもの権利が保障され、子どもが幸せに暮らすことのできる社会」を目指し、「子どもの自己肯定感の向上」、「地域支援力の向上」、「深刻な困難を抱える家庭への適切な支援」、「貧困の連鎖の解消」を推進します。

具体的な施策・事業については、第5章に掲載しています。

